

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、肝属中部地区、笠野原地区及び曾於南部地区における鹿屋市内の畑かん受益地（以下「受益地」という。）のほ場において、畑かん水を活用した輪作体系に取り組み、農業所得の向上を図ろうとする意欲的な生産者を支援するため、予算の範囲内において鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす農業者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 受益地内の畑かん水を開栓した畑において、さつまいも等の春夏作（飼料作物を除く。）の後に、秋冬作として若掘りごぼう、キャベツ、秋かぼちゃ、ブロッコリー、にんじん（以下「対象作物」という。）を作付けし、出荷すること。
- (3) 受益地のいずれかのほ場において畑かん水を活用すること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、対象作物の種苗の購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる対象作物の区分に応じ、同表の右欄に掲げる10アール当たり単価を当該対象作物の作付合計面積（その面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積）に乗じて得た額とする。

対象作物	10アール当たり単価
若掘りごぼう	5,500円
キャベツ	5,500円
秋かぼちゃ	5,500円
ブロッコリー	14,500円

にんじん	15,000円
------	---------

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に鹿屋市畑地高度利用促進事業実施計画書（別記第2号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 前条の通知を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに鹿屋市畑地高度利用促進事業実績報告書（別記第4号様式）に鹿屋市畑地高度利用促進事業実績書（別記第5号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金を額の確定し、その旨を鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、請求書（別記第7号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付申請書

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 鹿屋市畑地高度利用促進事業実施計画書（別記第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

鹿屋市畑地高度利用促進事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業内容

春夏作品目	秋冬作品目	面積 (a)	単価 (円/10a)	補助金 (円)	備考
合 計					

注1 秋冬作品目及び単価は、下の表のとおりとする。

秋冬作品目	単価	秋冬作品目	単価
若掘りごぼう	5,500円/10a	ブロッコリー	14,500円/10a
キャベツ	5,500円/10a	にんじん	15,000円/10a
秋かぼちゃ	5,500円/10a		

2 面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積とする。

3 添付書類

- (1) 受益地で耕作していることを証明する書類（農地基本台帳等）
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金については、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

鹿屋市畑地高度利用促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿屋市畑地高度利用促進事業を実施したので、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

- (1) 鹿屋市畑地高度利用促進事業実績書（別記第5号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第7条関係）

鹿屋市畑地高度利用促進事業実績書

1 事業の目的

2 事業内容

春夏作品目	秋冬作品目	面積 (a)	単価 (円/10a)	補助金 (円)	備考
合 計					

注1 秋冬作品目及び単価は、下の表のとおりとする。

秋冬作品目	単価	秋冬作品目	単価
若掘りごぼう	5,500円/10a	ブロッコリー	14,500円/10a
キャベツ	5,500円/10a	にんじん	15,000円/10a
秋かぼちゃ	5,500円/10a		

2 面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積とする。

3 添付資料

- (1) 受益地で春夏作及び秋冬作品目を耕作したことを証明する書類（作業日誌等）
- (2) 受益地で畑かん水を活用したことを証明する書類（写真等）
- (3) 秋冬作品目の種苗の購入をしたことを証明する書類（領収書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金については、その額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第7号様式（第9条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号の鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付確定通知書に基づく鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

住所

氏名

印

鹿屋市長 様

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支店名	本店・支店・支所・代理店・出張所
口座区分	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	